



長岡版

発行編集  
長岡民主商工会  
長岡市中沢167-1  
☎ 33-5948

2023年  
5月22日  
第2146号

インボイスの実施中止を  
消費税は5%に減税を  
大軍拡・大増税を止めよ  
税務相談停止命令制度は  
廃止を

# インボイス制度「2割特例」、本当に「支援」? 全ての事業者への支援とならず、期限もあり

インボイス制度を実施するとしている10月1日まで、およそ4ヶ月半となりました。政府はインボイス制度に関する「支援措置」を閣議決定しましたが、その1つに、免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができる、いわゆる「2割特例」があります。左に例を示します。

|        |   |
|--------|---|
| 業種     | サービス業（簡易課税では第5種にあたる）  |
| 売上     | 660万円（税込、消費税相当額60万円）  |
| 経費     | 220万円（税込、消費税相当額20万円）  |
| 消費税納税額 |   |
| 〈本則課税〉 | 売上の消費税相当額から経費の消費税相当額を差し引く（実額計算）<br>60万円 - 20万円 = 40万円   |
| 〈簡易課税〉 | 売上の消費税相当額から、売上にみなし仕入率を掛けた額を差し引く<br>60万円 - 30万円 = 30万円<br>（第5種のみなし仕入率は売上の50%<br>60万円 × 50% = 30万円） |
| 〈2割特例〉 | 60万円 × 20% = 12万円   |

本則課税の場合、消費税の申告を行うには、売上、仕入、経費の集計やインボイスの保存が必要ですが、この特例を適用すると、売上・収入を10%、8%の税率ごとに把握することによって申告することができます。事前の届出は不要で、本則課税、簡易課税のどちらを選択している場合にも、申告時に特例を適用するかどうかを選択することができます。

右の例では、消費税納税額が40万円または30万円から12万円になることから、一見すると「支援」されているようにも感じますが、以下に問題点を挙げます。

**問題点1** これまで免税されていた消費税を支払わなければならない

特例を適用し、納税額が売上税額の20%に軽減されるとしても、これまでは免税されていた

たので、新たに税負担が発生することになります。

**問題点2** 対象期間が終われば、納税額が増大する

特例の対象期間は2023年10月1日から2026年9月30日を含む課税期間です。これが終われば、さらなる負担がかかります。

**問題点3** 特例を適用することが必ずしも有利になるわけではない

本則課税の場合は実額計算を行い、特例を適用するか否かを判断します。簡易課税の場合は、第3種〜第6種は特例を適用する方が納税額は少なくなりま。しかし、第2種（小売業等）は特例を適用するか否かにかかわらず、納税額は同額になります。第1種（卸売業）は、特例を適用すると、却って納税額が大きくなります（納税額は2倍になります）。

**【簡易課税・業種別のみなし仕入率】**

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 第1種 | 卸売業                                      | 90% |
| 第2種 | 小売業等                                     | 80% |
| 第3種 | 製造業、仕入を行う建設業等                            | 70% |
| 第4種 | 飲食サービス業、仕入を行わない建設業等                      | 60% |
| 第5種 | サービス業（飲食店を除くサービス業、運送業、理・美容業、整備・修理業、旅館業等） | 50% |
| 第6種 | 不動産業                                     | 40% |

みなし仕入率とは？  
売上額に対する仕入や経費の割合を、業種によって定めたもの。簡易課税を選択した場合に用いられる。「売上の消費税相当額 - 売上 × みなし仕入率 = 消費税納税額」となる。

また、特例の対象者は、免税事業者からインボイス発行事業者（課税事業者）になった事業者（2年前の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす事業者）です。現在課税事業者である場合は対象外です。

以上のように、「2割特例」は全事業者を支援するものではありません。インボイスは、やはり実施を中止するべきです。

